

令和3年度八潮市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年1月19日に専決処分したものである。

補正予算の主な内容

補正前予算規模	39,413,005千円
今回補正規模	1,278,051千円
補正後予算規模	40,691,056千円

1 歳入

- 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金について予算化する。 1,200,000千円
- 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金について予算化する。 78,051千円

2 歳出

- 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に係る経費を予算化する。 1,278,051千円
 - 時間外勤務手当 (780千円)
 - 普通旅費 (24千円)
 - 消耗品費 (382千円)
 - 印刷製本費 (229千円)
 - 通信運搬費 (3,355千円)
 - 手数料 (6,776千円)
 - 臨時特別給付金申請受付等業務委託料 (46,265千円)
 - 臨時特別給付金情報処理等業務委託料 (20,240千円)
 - 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (1,200,000千円)

3 繰越明許費

- 令和3年度末までの完了が難しい事業について、繰越明許費を追加する（1件）。
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課
電話 048-996-2111 内線306・477